

岐阜県公報

号外(三) 平成十九年六月二十日

目次

規則

岐阜県建築士法施行細則の一部を改正する規則
岐阜県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

(建築指導課)
(同)

七一

規則

岐阜県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年六月二十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十二号

岐阜県建築士法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県建築士法施行細則(昭和二十五年岐阜県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 雑則(第二十五条)」を「第三章 建築士事務所(第二十五条・第二十六条) 雑則(第二十七条・第二十八条)」に改める。

第六条の見出し中「免許取消」を「免許の取消し」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「死亡し、又は失そう宣告」を「失踪の宣告」に、「死亡又は失そう」を「失踪」に、「死亡又は失そう宣告」を「失踪の宣告」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「免許の取消」を「法第九条第一項第一号の規定による免許の取消し」に改め、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

二級建築士又は木造建築士は、法第八条の二(第三号に掲げる場合に該当する場合に限る。)(の規定による届出をする場合においては、別記第五号様式による届出書に免許証を添え、これを知事に提出しなければならない。

第六条第四項中「第九条前段」を「第九条第一項(第一号及び第二号を除き、第三号にあつては法第八条の二第三号に掲げる場合に該当する場合に限る。)(に」よつて「

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) 発行 (休日) (ときは翌日)

平成十九年六月二十日

を「より」に、「取消」を「取消し」に改める。

第七条第一項中「前条第二項の」を「前条第三項の規定による」に改める。

第十五条の見出しを「(受験者の不正行為に対する措置に関する報告書)」に改め、同

条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「前項」を「法第十三条の第二項」に、

「第一項」を「同条第一項」に改め、同項を同条とする。

第三章を次のように改める。

第三章 建築士事務所

(建築士事務所の変更等の届出)

第二十五条 法第二十三条の五第一項の規定による変更の届出は、別記第八号様式によ

らなければならない。

2 法第二十三条の七の規定による廃業等の届出は、別記第九号様式によらなければな

らない。

(建築士事務所登録簿等の閲覧)

第二十六条 法第二十三条の九に規定する書類(以下「登録簿等」という。)を一般の

閲覧に供するため、建築士事務所登録簿等閲覧所(以下「閲覧所」という。)を都市

建築部建築指導課に設置する。

2 閲覧所の休日は、岐阜県の休日定める条例(平成元年岐阜県条例第五号)第一条

第一項各号に掲げる日とする。

3 登録簿等の閲覧時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。

4 前二項の規定にかかわらず、知事は、登録簿等の整理その他の理由により必要があ

るときは、臨時に休日を設け、又は閲覧時間の変更をすることができる。この場合に

おいては、その旨を閲覧所に掲示する。

5 登録簿等は、閲覧所の外に持ち出すことができない。

6 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、登録簿等の閲覧を停止し、又

は禁止することができる。

一 この規則に違反し、又は係員の指示に従わない者

二 登録簿等を著しく汚損若しくはき損し、又は汚損若しくはき損するおそれがある

と認められる者

三 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることを認められる者

第三章の次に次の一章を加える。

第四章 雑則

(書類の提出部数)

第二十七条 法の規定により知事に提出する書類の部数は、次の各号に定めるとおりと

する。

一 法第二十三条の二に規定する登録申請書 正本一通及び副本二通

二 法第二十三条の五第一項の規定による届出書 正本一通及び副本一通

三 法第二十三条の六に規定する報告書 正本一通及び副本一通

四 法第二十三条の七の規定による届出書 正本一通及び副本二通

(書類の経由等)

第二十八条 前条各号に掲げる書類は、建築事務所長を経由して提出しなければならない

い。

2 法又はこの規則の規定により知事に提出する書類(前条各号に掲げる書類及び指

定試験機関が知事に提出する書類を除く。)は、建築事務所長を経由して提出するこ

とができる。

別記第一号様式表中

| | | | |
|--|--|----|----|
| 欠格事由 | 1 後見開始又は保佐開始の審判(禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するものとみなされます。)を受けていますか。 | いる | ない |
| | 2 一級建築士、二級建築士又は木造建築士免許を取り消されたことがありますか。 | ある | ない |
| 3 薬劑以上の刑に処せられ、又は建築に関し罪を犯し罰金以上の刑に処せられたことがありますか。 | ある | ない | ない |

を

| | | | |
|---------|-------|------|-------|
| 建築事務所受付 | 県受付 | 登録番号 | 処理欄 |
| 登録年月日 | 登録年月日 | 登録番号 | 登録年月日 |

| | | |
|--|---------------|--|
| | 名簿登録 免許証発行 | |
|--|---------------|--|

| | | | |
|------|--|----------|------------|
| 欠格事由 | 1 後見開始又は保佐開始の審判（禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。）を受けていますか。 | いる ある | いない ない |
| | 2 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 | ある | ない |
| | あるときはその罪及び刑 | | |
| | あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日 | | 年月日 |
| | 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に關し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 | ある | ない |
| | あるときはその罪及び刑 | | |
| | あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日 | | 年月日 |
| | 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 | ある | ない |
| | あるときはその日 | | 年月日 |
| | 5 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 | ある | ない |
| | 業務の停止の処分を受けたときは、その停止の期間 | | 年月日から年月日まで |

住所 回覧付住所

| | | | |
|----|----------------------------|-----------|--|
| 注意 | 1 国の収入印紙と間違えないでください。 | 証紙 消印者 | |
| | 2 収入証紙は、納入者において消印しないでください。 | | |

| | |
|----|----------------------------|
| 注意 | 1 国の収入印紙と間違えないでください。 |
| | 2 収入証紙は、納入者において消印しないでください。 |

住所 回覧付住所
東京都三軒茶屋

| | | |
|---------|-------------|-------|
| 3 変更の理由 | 県 受 付 | 処 理 欄 |
| 建築事務所受付 | | |
| | 名簿整理 年月日 | |
| | 担当者 | |

| | |
|---------|--|
| 3 変更の理由 | |
|---------|--|

住所 回覧付住所
東京都千代田区千代田

印

印

印

印

第 5 号様式 (第 6 条関係)

〔二級
木造〕 建築士免許取消申請 (届出) 書

〔二級
木造〕 建築士免許の取消しを、岐阜県建築士法施行細則第 6 条の規定により、次のとおり申請 (届出) します。

年 月 日

岐 阜 県 知 事 様

住 氏 所 名

(署 名)

別記第七号様式の次に次の二様式を加える。

| | | | |
|------------------------|---|---|---|
| ふりがな | | | |
| 1 氏 名 | | | |
| 2 生年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 3 性 別 | 男 | ・ | 女 |
| 4 本籍地の 都道府県名 | 都 道 府 県 | | |
| 5 登録番号 | 第 | | 号 |
| 6 登録年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 7 取消 (届出) 理 由 | 1 死 亡 2 失 踪 3 成年被後見人又は被保佐人に該当 4 建築士法第 7 条第 3 号又は第 4 号に該当 5 その他の理由 () | | |
| 8 届出人と 建築士との 関 係 | 1 相 続 人 2 失踪の届出義務者 3 成年後見人又は保佐人 4 本 人 | | |

第 8 号様式 (第25条関係)

一級
二級 建築士事務所登録事項変更届
木造

一級
二級 建築士事務所の登録事項を変更しましたので、建築士法第23条の5第1項の規定により届け出ます。
木造

年 月 日

建築士事務所名称

開設者住所

氏名又は名称 印

岐 阜 県 知 事 様

電話番号 ()

| 登録年月日及び | | 年 | 月 | 日 | 岐阜県知事登録 第 | 号 |
|-----------------------|------------------------|----------------------------------|---|----------------------------------|-----------|------------|
| 登 録 番 号 | | | | | | |
| 区 分 | | 変 更 前 | | 変 更 後 | | 変更年月日 |
| 建築士事務所 | ふりがな 名 称 | | | | | . . |
| | 所 在 地 | 電話番号 | | 電話番号 | | . . |
| 開 設 者 | 氏 名 (法 人 名 称) | | | | | . . |
| | 住 所 (事 務 所 所 在 地) | | | | | . . |
| | 役 員 の 氏 名 及 び 役 名 | | | | | |
| 管 理 建 築 士 | ふりがな 氏 名 | | | | | . . |
| | 一級、二級、 木 造 の 別 | 一級 二級 建 築 士 木造 | | 一級 二級 建 築 士 木造 | | . . |
| | 登 録 番 号 | (大臣登録) 都道 第 号 (登録) 府県 | | (大臣登録) 都道 第 号 (登録) 府県 | | |

第9号様式 (第25条関係)

一級
二級 建築士事務所廃業等届
木造

下記の 一級
二級 建築士事務所は廃業等しましたので、建築士法第23条の7の規定により届け出ます。
木造

年 月 日

届 出 者

住 所

氏名又は名称



岐 阜 県 知 事 様

電話番号

()

| 登録年月日及び 登録番号 | | 年 月 日 | 岐阜県知事登録 第 号 | |
|----------------------------|-------------------|---|-----------------|--|
| 建 築 士 事 務 所 | 名 称 | | | |
| | 所 在 地 | | | |
| | 一級 二級 の別 木造 | 一級 二級 建築士事務所 木造 | | |
| 届出事由の生じた日 | | | | |
| 廃止等の理由 | | 1 業務の廃止 (その理由) 2 死亡 3 破産手続開始の決定 4 合併による法人の解散 5 3又は4以外の事由による法人の解散 (事由) | 開設者と届出者 との関係 | 1 本人 2 相続人 3 破産管財人 4 元代表役員 5 清算人 |

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年六月二十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十三号

岐阜県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県建築基準法施行細則（昭和二十六年岐阜県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二の見出しを「（書類の経由）」に改め、同条中「申請書、届書、計画通知書及び報告書」を「書類（次の各号に掲げる書類を除く）」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 法第六条（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、法第六条の二第三項、法第七条（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、法第七條の三（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、法第七條の六（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、法第九条（法第十条第三項、法第四十五条第二項、法第八十八条第一項若しくは第二項、法第九十条第三項又は法第九十条の二第二項において準用する場合を含む。）、法第九條の三（法第八十八条第一項若しくは第二項又は法第九十条第三項において準用する場合を含む。）、法第十二条（法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）、法第十五条、法第十六条、法第十八条（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、法第九十条の三（法第八十七条の二において準用する場合を含む。）、法第九十三条並びに法第四章の第二節及び第三節の規定による書類
 - 二 第八条及び第九条の規定による書類
- 第一条の二の次に次の一条を加える。

（土地利用規制等の確認）

第一条の二の二 建築主事は、法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認申請又は法第十八条第二項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による計画通知の提出があつた場合においては、その所在地の市町村長に土地利用規制等の確認を求めるものとする。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の岐阜県建築基準法施行細則第一条の二及び第一条の二の二の規定は、この規則の施行の日以後に提出する書類について適用し、同日前に提出する書類については、なお従前の例による。

平成十九年六月二十日印刷
平成十九年六月二十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県尾文芸社